

各府省等における木造化、木質化等の目標

省庁等名	木造化、木質化等の目標
衆議院	<p>国会施設としての風格・威厳等の維持、安全性、セキュリティー等を総合的に勘案し、木造化または内装等の木質化を行うことの阻害要因が見られない場合においては、木造化または内装等の木質化に努めることとする。</p> <p>所管する建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用の促進に努めるものとする。</p>
参議院	<p>国会施設としての風格・威厳等の維持、安全性、セキュリティー、コスト等を考慮しつつ総合的に勘案し、木材の品質を確認し、木造化または内装等の木質化に努めることとする。</p> <p>所管する建築物において木材を原材料として使用した備品及び木材を原材料として使用した消耗品について、コスト等を考慮しつつ利用の促進について努めるものとする。</p>
内閣府	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、原則として木造化を図る。</p> <p>関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、国務大臣その他の幹部職員の執務室は、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒やしを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>備品及び消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材の利用の意義や効果を総合的に判断した上で、机、書棚、業務用茶封筒及びフラットファイル等について木材をその原材料として使用したものの導入に努める。</p>
金融庁	<p>関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、情報公開窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装の木質化を図る。</p> <p>備品及び消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材の利用の意義や効果を総合的に判断した上で、机、書棚、業務用茶封筒、フラットファイル等について木材をその原材料として使用したものの導入に努める。</p>
宮内庁	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、原則として木造化を図ることとする。</p> <p>ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財等を収蔵若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。</p> <p>既存の非木造建築物の改修に際しては、建築物に求められる機能や性質、関係法令及び維持管理を含むコスト等を勘案の上、内装等の木質化を図ることとする。また、情報公開窓口、参観受付窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることとする。</p> <p>なお、屋内の案内板、室名札、手すり等及び屋外の案内板、柵類、ベンチ等についても木質化を検討する。</p> <p>また、植栽工事における支柱及び土居木階段については、原則として間伐材を利用することを目標とする。</p> <p>事務机、脇机、会議用卓子については、おおむね間伐材等を原材料としたものを使用している。今後、間伐材等未利用のもの更新等の際は、コスト、緊急性を要する場合等の制約を受けるものを除き、引き続き、間伐材等を原材料としたものの使用を図ることとする。</p>

	<p>なお、その他の備品については、コストや安定供給の状況等を勘案の上、間伐材等の木材を原材料とした木製品の使用を検討する。</p> <p>事務用消耗品のうち、フラットファイル及び封筒については、原則、間伐材等を原材料としたものの使用を図ることとする。</p> <p>その他の事務用消耗品、コピー用紙については、コストや安定供給の状況等を勘案の上、間伐材等の木材を原材料としたものの使用を検討する。</p>
警 察 庁	<p>治安の維持確保のための基盤となる施設であるとともに、災害時における防災拠点としての機能を有する施設であり、大規模災害発生時には、災害応急対策活動を行う拠点施設の役割を果たすものであるため、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難である。そのため、警察庁における公共建築物の整備においては、木造化しても当該公共建築物に求められる機能等に支障がない場合に限り、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、木造化を図ることとする。</p> <p>また、関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報対応窓口等のほか、記者会見場、幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図ることとする。</p> <p>なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒やしを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>備品及び消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材の利用の意義や効果を総合的に判断した上で、業務用茶封筒、フラットファイル等について木材をその原材料として使用したものの導入に努める。</p>
公正取引委員会	<p>入居している公共建築物について、関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、幹部職員の執務室は、原則として内装の木質化を図る。</p> <p>なお、内装の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>備品及び消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材の利用の意義や効果を総合的に判断した上で、机、書棚、業務用茶封筒、フラットファイル等について木材をその原材料として使用したものの導入に努める。</p>
総 務 省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対応としないものを除き、原則として木造化を図る。</p> <p>関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報・相談窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいて、コスト等を考慮しつつ、内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮する。</p> <p>会議机や書棚等の備品の調達に当たっては、情報公開窓口、広報・相談窓口、会議室等、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い場所を中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品の購入に努める。</p> <p>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用した製品の購入に努める。</p>
法 務 省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、刑務所等の収容施設、治安上又は国民の権利保護上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原</p>

	<p>則として木造化を図る。</p> <p>関係法令等の制約、当該建築物の用途等により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>木材を原材料として使用した備品及び消耗品については、購入コスト、木材利用の意義や効果等を総合的に判断した上で、間伐材等を使用した製品の調達を仕様書に明記することにより、その使用を促進する。</p>
財務省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等、及びコストの観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</p> <p>関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、可能な限り内装等の木質化を図る。</p> <p>事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。</p> <p>コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</p> <p>印刷物については、間伐材等を使用した印刷用紙の調達に努める。</p>
文部科学省	<p>災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、原則として木造化を図る。</p> <p>また、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>待合室及び会議室の机、書棚等で直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p> <p>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル等の調達については、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p>
厚生労働省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害等の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</p> <p>また、関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分を中心に内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、可能</p>

	<p>な限り内装等の木質化を図る。</p> <p>事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用した製品の調達に努める。</p> <p>コピー用紙・文具類については、間伐材等を使用した製品がある場合は、その調達に努める。</p> <p>印刷物については、間伐材等を使用した印刷用紙の調達に努める。</p>
農 林 水 産 省	<p>本省、地方支分部局、所管独立行政法人の庁舎、宿舍、事務所、研修施設等を新築、増築又は改築に当たっては木造率100%を目標とする。</p> <p>建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の木質化率は100%を目標とする。</p> <p>公共土木工事における木材の使用量は基準値(H16,17,18の実績の平均)の1.5倍程度を目標とする。また、工作物のうち柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標については木製の割合を100%とすることを目標とする。</p> <p>関係補助事業の実施要綱・要項等に間伐材等による木造化・内装の木質化を明記し、該当補助対象事業における木造率、内装の木質化率を100%とする。</p> <p>事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用したものとする。(目標100%)</p> <p>コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。(目標100%)</p> <p>業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、間伐材等を使用したものとする。(目標100%)</p> <p>その他文具類についても、間伐材等を使用した製品がある場合は、その利用に努める。</p> <p>印刷物については、全て間伐材等を使用した印刷用紙を使用する。(目標100%)</p> <p>各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶を使用する。(目標100%)</p>
経 済 産 業 省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能及びコスト等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</p> <p>また、関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、可能な限り内装等の木質化を図る。</p> <p>備品や消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材が利用された製品を調達するように努めるものとする。</p>
国 土 交 通 省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設等積極的に木造化を促進する対象としないものを除き、原則として木造化を図る。</p> <p>また、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>待合室及び会議室の机、書棚等で直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いものを中心に、コスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p> <p>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材</p>

	<p>又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。</p>
環 境 省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物については、災害時の避難に必要な施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</p> <p>また、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、記者会見場、博物展示施設の展示ブース等、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多い部分においては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>備品及び消耗品について、関係法令、予算の制約等により木材を利用した製品を選択することが困難である場合を除き、できる限り木材が利用された製品を選択し、調達するよう努めるものとする。</p>
防 衛 省	<p>防衛任務の遂行、テロ等の攻撃に対する防御、災害派遣活動への体制の維持等を確保するために必要な防衛施設としての特性から、一般には木造化になじまない又は木造化を図ることは困難であるが、低層建築物のうち建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物で、木造化しても求められる性能等に支障がない場合には、木造化を促進するものとする。</p> <p>内装等の木質化については、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報対応窓口等のほか、記者会見場、幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。</p> <p>なお、木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材の使用、効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図るとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについて考慮するものとする。</p> <p>暖房器具及びボイラーを設置する場合には、木質バイオマスの安定的な供給の確保や建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。その場合、当該暖房器具やボイラー(これらに付随する燃料保管施設等を含む。)の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮するものとする。</p> <p>机、いす、書棚等の備品等については、調達に要するコスト等を考慮しつつ、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るものとする。</p>
人 事 院	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について、原則として木造化を図る。</p> <p>関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、国務大臣その他の幹部職員の執務室は、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒やしを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>備品及び消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材の利用の意義や効果を総合的に判断した上で、机、書棚、業務用茶封筒及びフラットファイル等について木材をその原材料として使用したものの導入に努める。</p>
会 計 検 査 院	<p>取組期間中に増築、改築又は模様替を実施する場合には、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、積極的に内装等の木質化を図る。</p> <p>事務机、会議机、書棚については、関係法令、コスト等を考慮した上で、可能な限り、間伐材等を利用したものを購入するよう努める。</p>

	<p>コピー用紙、業務用茶封筒、フラットファイル、チューブ及びファイル等の購入については、関係法令、コスト等を考慮した上で、可能な限り、間伐材等を利用したものを購入するように努める。</p>
外 務 省	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物、及び在外公館について、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設(在外公館庁舎及び公邸等)など、当該建築物に求められる機能等、及びコストの観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除き、原則として木造化を図る。</p> <p>また、関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、情報公開窓口、記者会見場など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多く、木質化を図ることが適切と判断される部分について、可能な限り内装等の木質化を図る。</p> <p>対象物品における具体的な目標は以下のとおりとし、仕様書に木製品が望ましい旨を明記する。</p> <p>(事務机等)間伐材等を使用した製品の調達に努める。</p> <p>(文具類)間伐材等を使用した製品がある場合にはその調達に努める。</p> <p>(印刷物)間伐材等を使用した印刷用紙の調達に努める。</p>
最 高 裁 判 所	<p>裁判所施設は治安上の目的等から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難な施設であるが、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、エントランスホール、法廷など、国民の目に触れる機会が多い部分のいずれかにおいては、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒しを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>机、いす等については、調達に要するコスト等を考慮しつつ、木材を使用した製品を購入するよう努めるものとする。</p> <p>コピー用紙、業務用茶封筒、ファイル及びその他の文具類の購入並びに印刷物における印刷用紙等の調達に当たっては、コスト等を考慮しつつ、間伐材又は合法性が証明された木材を使用したものを購入するよう努めるものとする。</p>
消 費 者 庁	<p>建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物について原則として木造化を図る。</p> <p>関係法令、コスト等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、長官その他の幹部職員の執務室は、原則として内装等の木質化を図る。なお、内装等の木質化に当たっては、利用者に木の表情又は温もりによる癒やしを与えられるよう配慮するものとする。</p> <p>備品及び消耗品について、関係法令、コスト等を考慮しつつ、木材の利用の意義や効果を総合的に判断した上で、机、書棚、業務用茶封筒及びフラットファイル等について木材をその原材料として使用したものの導入に努める。</p>